

特定非営利活動法人釜ヶ崎支援機構定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人釜ヶ崎支援機構という。

2. 略称を「NPO 釜ヶ崎」と称す。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を大阪府大阪市西成区萩之茶屋1丁目5番4号に置く。

(目的)

第3条 この法人は、野宿生活者と野宿に至るおそれのある人々の社会的処遇の改善活動及びその自立支援が図られるような地域の形成に関する事業を行うことにより、もって社会福祉の向上を図ることを目的とする。

(活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法第2条別表の下記の活動を行う。

- 1 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- 2 社会教育の推進を図る活動
- 3 まちづくりの推進を図る活動
- 4 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- 5 環境の保全を図る活動
- 6 経済活動の活性化を図る活動
- 7 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、特定非営利活動に係る次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

- ①野宿生活者への食の提供事業
- ②野宿生活者への宿所提供事業
- ③野宿生活者と野宿に至るおそれのある人々の相談事業
- ④野宿生活者と野宿に至るおそれのある人々の実情把握のための調査研究事業
- ⑤野宿生活者と野宿に至るおそれのある人々の社会的処遇改善に資する広報・啓発事業

- ⑥野宿生活者と野宿に至るおそれのある人々の社会的処遇改善活動に対する援助事業
- ⑦野宿生活者と野宿に至るおそれのある人々が必要とする就労機会提供事業
- ⑧野宿生活者と野宿に至るおそれのある人々が必要とする衣食住・健康に関わる一切の物品・サービスの廉価提供事業
- ⑨無料職業紹介事業及び労働者派遣事業
- ⑩公園管理・清掃・リサイクルなどの分野における雇用確保に資する事業
- ⑪定款に定める目的並びに定款4条各号の活動及び本条第1項各号に係る事業を達成するために必要な一切の事業

第2章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種類とし、正会員をもって特定非営利活動促進法上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体

(入会)

第7条 正会員又は賛助会員として入会しようとするものは、入会申込書を理事長に提出し、理事長の承認を得なければならない。

理事長は、正会員の申し込みについては、正当な理由がない限り入会を認めるものとするが、入会を認めない場合は、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(退会)

第9条 会員は、退会届を理事長に提出し、任意に退会することができる。

2 会員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、退会したものとみなす。

- (1) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (2) 会費を2年以上納入しないとき。

(除名)

第10条 会員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、総会において、社員総数の3分の2以上の議決により、これを除名することができる。ただし、その会員に対し、議決前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第11条 会員が納入した会費及びその他の抛出金品はその理由を問わず、これを返

還しない。

第3章 役員

(種別)

第12条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3人～9人
- (2) 監事 1人～3人
- 2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。
- 3 理事及び監事は、総会において選任する。
- 4 理事長、副理事長は、理事の互選により定める。
- 5 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 6 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第13条 理事長は、この法人を代表し、その業務を統括する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は大阪府知事に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期)

第14条 役員の任期は、2年とする。但し、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(欠員補充)

第15条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第16条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決により、これを解任することができる。

但し、理事会において、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第17条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第4章 総会

(種別)

第18条 この法人の総会は、通常総会と臨時総会とする。

(構成)

第19条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第20条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 事業計画及び活動予算並びにその変更

(5) 事業報告及び活動決算

(6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬

(7) 会費の額

(8) 長期借入金その他新たな義務の負担及び権利の放棄

(9) 事務局の組織及び運営

(10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第21条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認めたとき。

(2) 正会員の5分の1以上から会議の目的を記載した書面によって開催の請求があったとき。

(3) 監事が第13条第4項第4号の規定により招集したとき。

(招集)

第22条 総会は、理事長が招集する。但し、前条第2項第3号の規定による場合は、監

事が招集する。

2 理事長は、前条第2項第2号の規定による請求があった場合は、その日から30日以内に臨時総会を開かなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも10日前までに通知しなければならない。

(議長)

第23条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第24条 総会は、正会員の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第25条 総会における議決事項は、第22条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議決事項は、この定款で定めるもののほか、出席正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第26条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため、総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人とし書面若しくは電磁的方法をもって委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第24条、第25条第2項、第27条第1項第3号及び第48条の適用については総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決については、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第27条 総会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成し、これを保存しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員の現在数

(3) 出席した正会員の数(書面表決者及び表決委任者については、その旨を明記すること。)

(4) 審議事項及び議決事項

(5) 議事の経過の概要及びその結果

(6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、その会議において出席した正会員の中から選任された議事録

署名人2名以上が、議長とともに署名押印しなければならない。

第5章 理事会

(構成)

第28条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第29条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(開催)

第30条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上の理事から会議の目的を記載した書面によって開催の請求があったとき。

(招集)

第31条 理事会は理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第32条 理事会の議長は、理事長が当たる。

(議決)

第33条 理事会における議決事項は、第31条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第34条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第33条第2項及び第35条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第35条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあつては、その旨を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が署名、押印しなければならない。

第6章 評議委員会

第36条 理事長は、当法人の運営について助言を得るため、顧問並びに評議委員若干名を任命することができる。

- 2 理事長及び顧問並びに評議委員を構成員とする評議委員会を設置し、理事長が議長として、必要に応じ開催する。
- 3 顧問並びに評議委員の助言または評議委員会の決定は、直接当法人の運営を拘束せず、理事会の議題とされるものとする。
- 4 理事長の交代があるときは、旧理事長任命の顧問並びに評議委員は解任され、新理事長があらたに任命するものとする。
- 5 評議委員の活動は無償とする。

第7章 資産、会計及び事業計画

(資産)

第37条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第38条 資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(経費の支弁)

第39条 この法人の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第40条 この法人の事業計画及び予算は、理事長が作成し、総会の承認を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。

(予備費の設定及び使用)

第41条 前条に規定する予算には、予算超過又は予算外の支出に充てるため、予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第42条 第40条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告書及び決算)

第43条 理事長は、毎事業年度終了後3か月以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書を作成し、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(長期借入金)

第44条 この法人が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会の議決を経なければならない。

(事業年度)

第45条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第8章 事務局

(設置)

第46条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。

3 事務局の職員は、理事長が任免する。

(書類及び帳簿の備置き)

第47条 主たる事務所には、特定非営利活動促進法第28条に規定される書類のほか、次に掲げる書類を常に備えておかなければならない。

(1) 会員名簿及び会員の異動に関する書類

(2) 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第48条 この定款の変更は、総会において正会員総数の2分の1以上が出席し、その出席者の4分の3以上の議決を経なければならない。

(解散)

第49条 この法人は、次に掲げる事由によって解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 大阪府知事による認証の取消し

2 総会の決議により解散する場合は、正会員総数の4分の3以上の議決を経なければならない。

(残余財産の処分)

第50条 解散後の残余財産は、大阪市に帰属させるものとする。

第10章 雑則

(公告)

第51条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府NPO法人ポータルサイトに掲載して行う。

(委任)

第52条 この定款の施行について必要な事項は、定款で定めるほか、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

附則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立時の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものとする。

(1) 正会員

年会費 1万円 入会金 0円

(2) 賛助会員

年会費 5千円 入会金 5千円

3 この法人の設立当初の役員は、第12条第3項及び第4項の規定にかかわらず、次に掲げるとおりとし、その任期は、第14条第1項の規定にかかわらず、2000年6月30日までとする。

(1) 理事長

氏名 本田 哲郎

(2) 副理事長

氏 名 山 田 實

(3) 理 事

氏 名 野 口 道 彦

(4) 理 事

氏 名 乾 繁 夫

(5) 監 事

氏 名 西 口 昭 二 郎

4 この法人の設立初年度の事業計画及び予算は、第38条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

5 この法人の設立初年度の事業年度は、第43条の規定にかかわらず、成立の日から2000年3月31日までとする。

附則

この定款は2000年9月13日(知事が認証した日)から施行する。

附則

この定款は2005年10月28日(知事が認証した日)から施行する。

附則

この定款は2011年1月25日(市長が認証した日)から施行する。

附則

この定款は2013年11月19日(市長が認証した日)から施行する。

附則

この定款は2021年10月11日(市長が認証した日)から施行する。

附則

この定款は2022年9月26日(市長が認証した日)から施行する。

これは現行定款に相違ありません。

特定非営利活動法人 釜ヶ崎支援機構

理事長 山 田 實